

一 労働組合ヲ公認シテ度ニ

右之通り數額使也

昭和十二年二月

日

東洋製鋼株式会社
従業員一同

東洋製鋼株式会社

御 平

別記
覚書

今般株式會社、東洋製鋼所ニ於ケル待遇改善ノ問題ハ勞
資雙方ノ結果在ノ條件ヲ以テ圓滿解決スルヲ此ニ覺
書ニ通テ作成シ當時者各一通宛之ヲ保持スルモノトス

記

- 一 年一回昇給制確立 (但し一回最低止銀トス)
- 一 日給及請負工賃ニ割値上ノ付
- 一 退職手當制解決ニ関シテハ従業員ノ意向ヲモテ斟酌スル事
- 一 臨時工及入天名義者ヲ木工ニ編入スル付
- (以上四項目ニ渡ル問題ハ今後ニ週間ノ研究期間ヲ置テ勞資
双方懇談ノ上決定スル事)
- 即時實施事項
- 一 會社ハ命令系統ノ統一ニ関シテハ責任ヲ以テ確立スル事
- 一 十時間制作業ハ之ヲ實施スル事